

稚内北星学園大学と北海道教育大学との 教員養成の高度化に関する協力協定

稚内北星学園大学と北海道教育大学は、次のとおり協力協定を締結する。

(目的)

北海道内の教員を志す学生を対象に、大学院の高度な専門的研究力向上や実践力向上の機会を広く提供することを目的とする。

(協定事項)

1. 北海道教育大学は、北海道内の教員を志す大学卒業見込の者に対し、大学院における推薦特別選抜を実施する。
2. 稚内北星学園大学は、教員を志す優秀な学生を推薦するものとする。

(期間)

1. 本協定は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
2. 有効期限の終了前に、更新しないことを文書により通知しない限り、この協定は更に5年間自動的に更新するものとする。

(その他)

本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協定大学が協議し決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定大学が各々1通を保有する。

平成26年 8月22日

稚内北星学園大学長

佐々木政憲

北海道教育大学長

本間謙二